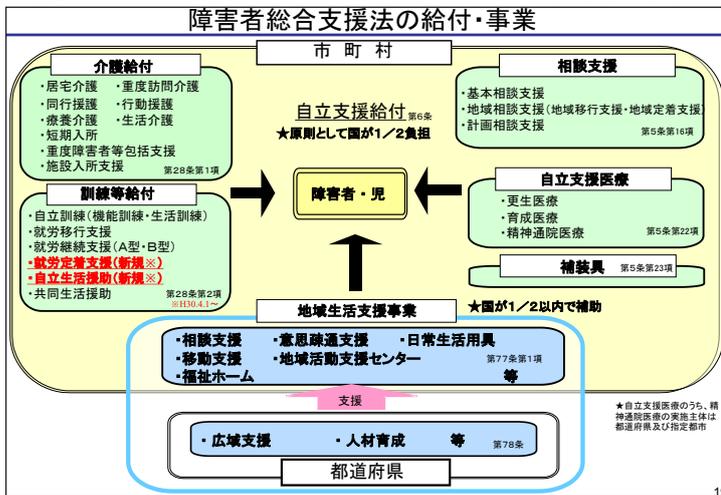


障害者福祉サービスについて学ぼう

～在宅障害サービスの概要と重度訪問介護～

障害者福祉制度は、1949年の身体障害者福祉法の公布によりはじまり、その後2003年の支援費制度の新設によって、サービスの選択と応益負担が導入され、2年後の2005年には自立支援法が公布され、障害種別により異なっていたサービス体系の一元化と、障害の状態を示す尺度として「障害程度区分」が導入され、支給決定プロセスの明確化・透明化が図られ、国が費用の2分の1を義務的に負担する仕組みと、サービス量に応じた定率の利用者負担が導入された。2010年の改正では、利用者負担の抜本的見直しにより、サービス量に応じた1割を上限とした応益負担から応能負担となり、2012年4月から実施されています。

その後2014年に公布された障害者総合支援法では、①障害のある人を権利の主体と位置づける基本理念を定め、いわゆる三障害の他に②難病も対象として組み込まれ、「どの程度の障害があるか(障害程度区分)」ではなく③「どのような支援をどの程度必要とするかといった度合いを測る(「障害支援区分」)」として



て判定することとなり、④重度訪問介護の対象者の拡大が行われた。2018年の改正では①障害児への支援の拡充、②自立生活援助・就労定着支援の創設、③重度訪問介護の訪問先の拡大、④高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用の推進が、長期間障害福祉サービスを利用している人、一定程度以上の障害支援区分の方、低所得者を対象に負担軽減措置によりはかられることとなりました。

今回の西区在宅ケア連絡会例会では、在宅障害サービスの概要と重度訪問介護について講演いただき理解を深めましょう。

テーマ: 障害者福祉サービスについて学ぼう～在宅障害サービスの概要と重度訪問介護～

講演①: 在宅障害サービスの概要について

講師: 社会福祉法人アンビシャス 相談室すきっぷ 大友弥生さん

講演②: 重度訪問介護について

講師: 西区在宅ケア連絡会訪問介護部会

西円山敬樹園ホームヘルパーステーション 竹田佳峰利さん

日時: 2022年11月17日(木) 18:30～

会場: Web開催(定員300名)

申込み: フォーム<https://forms.gle/E15q8C2mS4KL26NQA>よりお申し込みください、右記QRコードもご利用ください。

問合せ: 西区在宅ケア連絡会 email: info@zaitaku-care.info

その他: 参加用のzoom招待URLはフォーム回答後メールが自動で送信されます。メールが届かない場合、「入力されたメールアドレスの間違い」・「迷惑メールへの振り分け」などの可能性があります。ご確認の上、再度お申し込みいただくか、info@zaitaku-care.infoまでご連絡ください。



主催: 西区在宅ケア連絡会